

愛知中部水道企業団前金払取扱要綱【新旧対照表】

令和5年12月1日から	令和5年11月30日まで
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(前金払の額)</p> <p>第3条 前金払の額は、契約金額に100分の40を乗じて得た額以内とする。</p> <hr/> <p>第4条～第9条 (略)</p> <p>(中間前金払の額)</p> <p>第10条 中間前金払の限度額は、認定請求時における契約金額に100分の20を乗じて得た額以内とする。</p> <hr/> <p>ただし、前金払と中間前金払の合計額は、認定請求時における契約金額に100分の60を乗じて得た額以内とする。</p> <p>第11条～第13条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(前金払の額)</p> <p>第3条 前金払の額は、契約金額に100分の40を乗じて得た額以内とする。<u>この場合において、前金払の支払額に10万円未満の端数があるときは、当該金額を切り捨てる。</u></p> <p>第4条～第9条 (略)</p> <p>(中間前金払の額)</p> <p>第10条 中間前金払の限度額は、認定請求時における契約金額に100分の20を乗じて得た額以内とする。<u>この場合において、中間前金払の支払額に10万円未満の端数があるときは、当該金額を切り捨てる。</u>ただし、前金払と中間前金払の合計額は、認定請求時における契約金額に100分の60を乗じて得た額以内とする。</p> <p>第11条～第13条 (略)</p>